

目白大学・目白大学短期大学部における
研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の防止等に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、目白大学・目白大学短期大学部（以下「本学」という。）において研究活動に関わるすべての者が、研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用を防止することで、社会的責任を果たし、研究の信頼性と公正性及び自由な研究活動の遂行を確保することを目的とする。

(定 義)

第2条 本規程において「研究者等」とは、研究活動を行う本学に所属する教職員（非常勤を含む。）のほか、大学生、大学院生・研究生及び客員研究員等、本学の施設や設備を利用する研究活動に関わるすべての者をいう。

2 本規程において「研究活動上の不正行為」とは、次の各号に掲げる行為及びそれらの行為に助力することをいう。

- (1) 研究のための資料、情報、データ等（以下「研究データ等」という。）の捏造、即ち研究者等が調査や実験等を行わなかった、又は調査や実験を行ったが研究データ等を得られなかったにもかかわらず、研究データ等を作成すること。
- (2) 研究データ等の改竄、即ち研究者等が行った調査や実験などを通じて得た研究データ等を、根拠なく修正又は削除すること。
- (3) 作為的な行為によって恣意的に取得した研究データ等の利用、即ち計測・実験機材を操作するなどにより、正当な作業では得られないデータを取得し、又は調査方法を恣意的に決定して都合の良いデータを取得すること。
- (4) 著作権の侵害、即ち出典を明示又は明確にしないで、他人の作成したデータや文書を引用し、又は要約を作成すること、若しくは他人が発表した研究データ等を盗用すること。
- (5) 研究データ等の不正取得及び利用、即ち不正な手段によって外部に持ち出された研究データ等を取得又は利用すること。
- (6) その他の不正行為、即ち前各号に掲げるもののほか、不正な手段により研究データ等を取得、公表、若しくは伝達すること。

3 本規程において「研究費」とは、国・省庁及びこれに準ずる資金配分機関が交付する

学外の資金並びに学内の研究費を含む本学で扱うすべての研究費をいう。

4 本規程において「研究費の不正使用」とは、次の各号に掲げる行為及びそれらの行為に助力することをいう。

- (1) 架空の取引により研究費を支出し、業者等に預け金として管理させること。
- (2) 虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費等に研究費を支出すること。
- (3) 虚偽の申請に基づき出張旅費等に研究費を支出すること。
- (4) 虚偽の申請に基づき研究補助員等の報酬等に研究費を支出すること。
- (5) 法令、本学の規則又は当該研究費の使用に係る指針等に定められた用途以外の用途に研究費を支出すること。

(不正行為の禁止)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用（以下「研究不正」という。）を行ってはならず、又研究不正の防止に努めなければならない。

第2章 責任体制

(最高管理責任者)

第4条 本学に、研究費に関する運営・管理の最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者（以下「学長」という。）は、不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、次条に規定する統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究活動及び研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、学長を補佐し、全学の研究費の管理・運営を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、副学長（短期大学部においては特命学長補佐、以下同じ。）をもって充てる。

2 統括管理責任者は、本学全体の不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 研究不正の発生要因を把握し、それに対する不正防止計画を事業年度毎に策定及び実施する。
- (2) 不正防止計画の実施をコンプライアンス推進責任者に指示するとともに、当該実施状況を確認し、必要と認める場合は改善を指示する。
- (3) 不正防止計画の実施状況（改善指示を含む。）を、定期的に学長に報告する。

(コンプライアンス推進・研究倫理教育責任者)

第6条 本学に、各研究科、各学部・学科、各部署等における研究費に関する運営・管理について及び研究倫理に関する知識を定着、更新させるための実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進・研究倫理教育責任者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）を置き、新宿キャンパスにおいては新宿キャンパスの各学部長及び大学事務局長、岩槻キャンパスにおいては岩槻キャンパスの各学部長及び大学事務局次長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

(1) 自己の管理監督又は指導する各研究科、各学部・学科、各部署等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、各研究科、各学部・学科、各部署等の研究活動及び研究費の運営・管理に関わるすべての研究者等に対し、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 自己の管理監督又は指導する各研究科、各学部・学科、各部署等において、構成員が適切に研究活動及び研究費の執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 必要に応じて、コンプライアンス推進責任者を補佐し、日常的な管理・監督を行う者として、コンプライアンス推進・研究倫理教育副責任者を置くことができる。

(学術研究倫理委員会の設置)

第7条 本学に、研究者等による不正行為を防止するため、学術研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置く。

2 倫理委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 副学長

(2) 各学部長

(3) 地域連携・研究推進センター長

(4) 大学の事務局長及び事務局次長

(5) 本学に所属しない法律若しくは会計の専門家又は学術研究倫理に関する専門知識を有する者2名

3 前項第5号の委員は、大学運営評議会の意見を聞いて、学長が委嘱する。

(任期)

第8条 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(委員長)

第9条 倫理委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 倫理委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、倫理委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長は、倫理委員会を代表し、倫理委員会の業務を統括する。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(臨時委員)

第10条 第7条第2項の規定にかかわらず、審議のために倫理委員会が必要と認めるときは、専門知識を有する者を臨時委員として審議に参加させることができる。

- 2 臨時委員は、倫理委員会の議を経て、学長が期間を定めて任命又は委嘱する。

(審議事項)

第11条 倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究者等の不正行為に係る調査・対応に関する事項
- (2) 学術研究倫理に係る研究者等に対する周知、教育及び研修等の実施に関する事項
- (3) 産学連携に係る利益相反に関する事項
- (4) その他学術研究倫理に関する事項

(会議)

第12条 倫理委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 倫理委員会の議決は、出席委員の3分の2以上をもって決する。
- 3 当該不正行為に利害関係を有する委員は、審議に加わることができない。

(利益相反の運営)

第13条 第11条第3号の産学連携に係る利益相反に関する事項については別に定める。

(研究費の経理事務の委任)

第14条 研究者等は、研究費の交付内定（継続分を含む。）を受けたときは、その経理に関する事務を、コンプライアンス推進責任者に委任したものとみなす。

- 2 前項の経理事務の委任があったときは、コンプライアンス推進責任者は大学事務局の該当部署にその旨通知し、次条に規定する事務を処理させるものとする。

(経理事務の準拠)

第15条 研究費に係る契約事務、旅費事務、給与事務等の経理に関する取扱いは、当該

研究費を管轄する官庁の定める取扱い規程等並びに「学校法人目白学園経理規則」（以下「経理規則」という。）「学校法人目白学園旅費規則」（以下「旅費規則」という。）及び「学校法人目白学園経理規則」等に基づく定めによるものとする。

（責任体制の公開）

第16条 研究不正に係る運営・管理の責任体制を、その職名とともに公開するものとする。

第3章 ルールの明確化・統一化

（ルールの明確化・統一化）

第17条 学長は、研究費の使用及び事務処理手続きを含む研究活動に関するルールを明確にし、研究者等に周知徹底を図る。

2 コンプライアンス推進責任者は、研究費の事務処理手続きを含む研究活動に関する必要なルールを作成し、適宜点検・見直しを行う。

3 コンプライアンス推進責任者は、研究費の管理・運営における倫理意識の向上のため、次の各号に定める事項を行う。

（1）「目白大学・目白大学短期大学部における研究倫理方針」を全学へ周知徹底する。

（2）研究費に関する規則等を全学へ周知徹底する。

第4章 関係者の意識向上

（職務権限の明確化）

第18条 学長は、研究費の事務処理に関する研究者等の権限と責任について、業務分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。

（責任の範囲の明確化）

第19条 研究者等は、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受けなければならない。

2 研究費の管理を行う研究者等は、第17条第3項に規定する研究費に係る説明会、又は他の機関が開催する倫理教育に参加しなければならない。

3 研究者等が学外から獲得した研究資金等による研究を行う研究代表者、研究分担者、連携研究者及び研究協力者並びに同資金等に関わる事務職員は、「目白大学・目白大学短期大学部学術研究倫理憲章」の精神に則り、次の各号に定める規定を遵守し、誓約文書等所定の書類（以下「誓約書」という。）を執行開始前にコンプライアンス推進責任者に提出しなければならない。

- (1) 目白大学・目白大学短期大学部 科研費使用ガイドブック
 - (2) 「経理規則」、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び関係法令、並びに交付等の際の条件
- 4 コンプライアンス推進責任者は、前項に定める誓約書を研究期間終了後5年間保管することとする。
 - 5 研究者等は、研究費に関する執行の責任を負い、かつ、当該執行に係る書類に記載された事項について、責任を持って説明を行わなければならない。
 - 6 第3項の誓約書の様式は、第7条第1項に規定する学術研究倫理委員会の議を経て学長が定める。

(相談窓口)

- 第20条 研究活動に係る学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。
- 2 相談窓口は、大学事務局に設置し、連絡先、受付の方法等を公開する。
 - 3 相談の受付を行う者は、自己と利害関係を持つ事案に関与しないようにすることとする。

第5章 研究費の適正な運営・管理

(適正な運営・管理活動)

- 第21条 コンプライアンス推進責任者は、研究費の適正な管理を行うために、次の各号に定める事項を行う。
- (1) 研究費に関する収支簿を定期的に研究者等に送付するなど、予算の計画的執行のために研究者等が支出の状況を把握できる体制を整えること。
 - (2) 研究費を適切に管理し、研究者等に研究費を支出するとき又は支出した後に、当該支出が適正であるかを複数名で確認させること。
 - (3) 研究者等に交付する研究費は、「経理規則」「旅費規則」及びこれらに関連する規則等で規定する会計処理に関する手続きに基づくものとする。
 - (4) 研究者等が学外から獲得した研究費は、当該研究資金等を管轄する政府機関、独立行政法人、地方公共団体及び各種法人等が定める取扱い規則等並びに「経理規則」「旅費規則」及びこれらに関連する規則等で規定する会計処理に関する手続きに基づくものとする。
- 2 本学は、研究費の獲得又は執行に係る書類、研究費に係る研究の成果報告に関する書類その他研究費に係る文書を「学校法人目白学園文書保存規程」に定める期間保管しなければならない。

(旅費・謝金等の適正管理)

第22条 研究者等は、研究費に関する旅費・謝金等の支出は「旅費規則」及び「学校法人目白学園謝金支給基準に関する規程」等に従い、適正に執行しなければならない。

2 監査室は、研究費に関する旅費・謝金等の支出が適正に執行されていることを監査するため、監査実施年度分について抽出し、必要に応じて研究者・研究分担者や謝金受領者等に対して事実確認を行う。

(業者等への対応)

第23条 コンプライアンス推進責任者は、業者等に研究費の学内規則を説明、遵守させるとともに誓約書等の提出を求め、研究費の適正使用を促す。

2 研究費に関して不正な取引に関与した業者があるときは、「目白大学・目白大学短期大学部における研究費による物品購入等契約に係る取引停止等の取扱い規程」に定めるところによる。

(研究者等への情報提供)

第24条 コンプライアンス推進責任者は、研究費における研究不正防止のために、研究者等に対して必要な情報提供を行う。

第6章 モニタリング等

(内部監査)

第25条 「学校法人目白学園内部監査規則」に基づき、大学全体の視点からモニタリングを実施するとともに、研究不正の発生要因を把握し、研究不正が発生するリスクに対して、重点的かつ機動的な監査を監査室が実施する。

(監事・監査法人との連携)

第26条 監査室は、監事及び会計監査法人との連携を強化し、監査にあたる。

第7章 通報・調査等の扱い

(通報等の受付窓口)

第27条 研究不正（その疑いがあるものを含む。）に関する通報（告発も含む。）及び情報提供を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を設置する。

2 通報窓口は、地域連携・研究推進センターとし、連絡先、受付の方法等を公開する。

3 通報窓口の責任者は、統括管理責任者とする。

4 通報の受付を行う者は、自己と利害関係を持つ事案に関与しないようにすることとする。

る。

(通報の受付体制)

第28条 研究不正の疑いがあると思料する者は、何人も、書面・ファクシミリ・電子メール・電話又は面談により、通報窓口に対して通報を行うことができる。

- 2 通報は、原則として顕名により、研究不正を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究不正の態様、その他事案の内容が明示され、かつ、研究不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 3 窓口の責任者は、匿名による通報について必要と認める場合には、学長と協議の上、顕名の通報に準じてこれを受け付けることができる。
- 4 通報窓口は、通報を受け付けたときは速やかに、学長に報告する。学長は、当該通報に関係する部局の責任者に、その内容を通知するものとする。
- 5 通報窓口は、通報が郵便による場合など、通報が匿名による場合を除き、通報者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、学会等の科学コミュニティ又はインターネット等により、研究不正の疑いが指摘された場合（研究不正を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究不正の態様、その他事案の内容が明示され、かつ、研究不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）、学長は、これを本学に通報があった場合に準じて取り扱うことができる。

(通報の相談)

第29条 研究不正の疑いがあると思料する者で、通報の是非や手続について疑問がある者は、通報窓口に対して相談をすることができる。

- 2 通報の意思を明示しない相談があったとき、通報窓口の責任者は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときには、相談者に対して通報の意思の有無を確認することとする。
- 3 相談の内容が、研究不正が行われようとしている、又は研究不正を求められている等であるとき、通報窓口の責任者は、学長に報告する。
- 4 前項の報告があったとき、学長はその内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うこととする。

(通報窓口の職員の義務)

第30条 通報の受付に当たり、通報窓口の職員は、通報者の秘密の遵守と保護を徹底しなければならない。

- 2 通報窓口の職員は、通報を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面・ファクシミリ・電子メール・電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後

に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は、通報の相談についても準用する。

(秘密保護義務)

第31条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知ることのできた秘密を関係者以外に漏らしてはならない。また、職員等でなくなった後も、同様とする。

2 学長は、通報者・被通報者・通報内容・調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 学長は、当該通報に係る事案が外部に漏洩した場合、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4 学長及びその他の関係者は、通報者・被通報者・調査協力者もしくは関係者に連絡又は通知をするとき、通報者・被通報者・調査協力者もしくは関係者等の人権・名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

5 学長は、本条の規定に違反した者について、その者に対しての処分を理事長に上申することができる。

(通報者の保護)

第32条 通報に関する部局の責任者は、通報をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属するすべての者は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 学長は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合、その者に対しての処分を理事長に上申することができる。

4 学長は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して不利益な措置等を行ってはならない。

(被通報者の保護)

第33条 本学に所属するすべての者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合、懲戒等の処分を理事長に上申することができる。

3 学長は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく通報)

第34条 何人も、悪意に基づく通報を行ってはならない。この規程において「悪意に基づく通報」は、被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報をいう。

- 2 学長は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合、懲戒等の処分を理事長に上申することができる。
- 3 学長は、前項の上申がなされ処分が課されたとき、該当する研究費の配分機関並びに文部科学省及びその他関係省庁等に対して、その措置の内容等を通知する。
- 4 学長は、当該通報に係る事案が外部に漏洩した場合において、通報者及び被通報者の了解を得た上、調査中であっても調査事案について公表ならびに説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩した場合は、この限りではない。

(予備調査の決定)

第35条 第28条に基づく通報があった場合又は学長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合、学長は倫理委員会において速やかに予備調査を実施しなければならない。

(予備調査の実施)

第36条 倫理委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報の内容の本調査における調査可能性、その他必要と認められる事項について、予備調査を行う。

- 2 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報について予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- 3 倫理委員会は、予備調査の対象者に対し、関係資料・その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 倫理委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類・研究ノート・実験資料等を保全する措置をとることができる。
- 5 委員長は、予備調査の結果を学長に報告しなければならない。
- 6 学長は、当該事案が研究費によるものであるときは、通報等の受付から30日以内に研究費の配分機関等へ当該調査の可否を報告する。

(本調査の決定等)

第37条 倫理委員会は、通報を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を統括管理責任者を通じて学長に報告する。

- 2 学長は報告を受けた後、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 学長は、本調査を実施することを決定したときは、通報者及び被通報者に対して次条において定義する研究不正調査委員会の委員に関する情報とともに、本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 学長は、本調査を実施することを決定したとき、当該事案に係る研究費の配分機関に調査方針、調査対象及び方法等について報告・協議した上で、文部科学省及びその他関係省庁等に、本調査を行う旨を報告する。
- 5 学長は、本調査を実施しないことを決定したとき、その理由を付して通報者に通知する。この場合には、通報者、研究費の配分機関並びに文部科学省及びその他関係省庁等の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存することとする。

(調査委員会の設置と構成)

第38条 研究不正の本調査に対処するため、研究不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会は、次の委員をもって構成される。ただし、調査・事実確認を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないものとし、通報者及び被通報者と直接の利害関係がないものとする。
 - (1) 倫理委員会の委員長
 - (2) 地域連携・研究推進センター長
 - (3) 倫理委員会の委員長が、本学の教職員のうちから倫理委員会の議を経て指名した者1名
 - (4) 倫理委員会の委員長が倫理委員会の議を経て指名した、本学に属さず、本学と直接の利害関係を有さない第三者（弁護士、公認会計士等）（以下「外部委員」という。）
- 3 調査委員会に委員長1人を置き、倫理委員会の委員長をもって充てる。また、委員長は、委員の中から副委員長1名を指名することができる。
- 4 委員長は、調査委員会を代表し、調査委員会の業務を統括する。
- 5 外部委員は、調査委員会の全委員人数の過半数以上になるように構成する。
- 6 第12条の規定を調査委員会に関し準用する。

(調査委員会委員に関する異議申立)

第39条 第37条第3項により、本調査を行う旨の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、学長に対して調査委員会委

員に関する異議を申し立てることができる。

- 2 学長は、前項の異議申立てがあった場合、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査の実施)

第40条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、研究不正の有無及び研究不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について本調査を開始する。

- 2 調査委員会は、通報において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うこととする。
- 3 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。
- 4 調査委員会は、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被通報者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会、並びに機器の使用等を保障することとする。
- 5 通報者、被通報者及びその他当該通報に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第41条 本調査の対象は、通報された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第42条 調査委員会は、本調査を実施するに当たり、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとる。当該資料等の保全は、本学以外の研究機関から要請された場合も含むものとする。

- 2 調査委員会は、通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないとき、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被通報者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第43条 調査委員会は、調査の過程であっても、研究不正の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、統括管理責任者を通じて学長に報告する。学長はこれを通報者、研究費の配分機関並びに文部科学省及びその他関係省庁等に報告する。

2 学長は、配分機関等の求めに応じ、調査の終了前でも進捗状況、中間報告を報告する。また、正当な事由を除き、当該事案の資料提出・閲覧・現地調査に応じるものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第44条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮しなければならない。

(研究不正疑惑への説明責任)

第45条 調査委員会の本調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第40条第4項の定める保障を与えなければならない。

(研究不正の認定)

第46条 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、本調査開始から150日以内に、研究活動における研究不正か否かの認定を行う。

(1) 調査委員会は、研究不正が行われたか否か、研究不正と認定された場合はその内容及び悪質性、研究不正に関与した者とその関与の度合、研究不正と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、不正使用の相当額、その他必要な事項を認定する。

(2) 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として、研究不正を認定することはできない。

(3) 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、研究不正であるとの疑いを覆すことができないときは、研究不正と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が研究不正であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して統括管理責任者を通じて学長に申し出

て、その承認を得ることとする。

- 3 調査委員会は、研究不正が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行う。
- 4 前3項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、本条第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、統括管理責任者を通じて学長に報告しなければならない。
- 6 学長は、研究不正が行われたとの認定があった場合、その旨を理事長に報告しなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

- 第47条 学長は、速やかに、調査結果（認定を含む。）を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究不正に関与したと認定された者に通知する。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 2 学長は、前項の通知に加えて、調査結果、研究不正発生要因、研究不正に関与した者が関わる他の研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を作成し、通報等の受付から210日以内に当該事案に係る研究費の配分機関並びに文部科学省及びその他関係省庁等に報告する。
 - 3 210日以内に調査が完了しない場合、調査委員会は中間報告を学長に行った後、学長は、中間報告を当該事案に係る研究費の配分機関並びに文部科学省及びその他関係省庁等に報告する。
 - 4 学長は、悪意に基づく通報との認定があった場合、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知することとする。

(調査結果に関する不服申立て)

- 第48条 研究不正が行われたものと認定された被通報者は、通知を受けた日から起算して10日以内に、学長に対して書面により不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 不服申立ての審査は、倫理委員会が行う。
 - 3 倫理委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 4 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。）は、その認定について、本条第1項の例により、不服申立てをすることができる。この不服申立てが成された場合、倫理委員会は再調査を直ちに決定しなければならない。
 - 5 倫理委員会は、再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場

合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと倫理委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

- 6 学長は、被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知する。通報者から不服申立てがあったときは通報者が所属する機関及び被告発者に対して通知するものとする。また、不服申し立てがあったこと、不服申し立ての却下又は再調査開始の決定について、その事案に係る研究費の配分機関並びに文部科学省及びその他関係省庁等に通知する。

(再調査)

第49条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合、調査委員会は、直ちに再調査を開始する。

- 2 学長は、再調査に当たり、新たに専門性を要する判断が必要となる場合、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 前項に定める新たな調査委員は、第38条第2項から第4項までに準じて指名する。
- 4 不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 5 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合、調査委員会は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 6 調査委員会は、再調査を開始した場合には30日以内に行い、その開始の日から起算して50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに統括管理責任者を通じて学長に報告する。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して統括管理責任者を通じて学長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 7 学長は、本条第2項から第3項までの報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被通報者及び被通報者以外で研究不正に関与したと認定された者、通報者・被通報者の所属機関にも通知する。また、当該事案に係る配分機関並びに文部科学省及びその他関係省庁等に報告する。

(調査結果の公表)

第50条 学長は、研究不正が行われたとの認定がなされた場合、速やかに、調査結果を公表する。

- 2 前項の公表における内容は、研究不正に関与した者の氏名・所属、研究不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究不正が行われなかったとの認定がなされた場合、調査結果を公表しないことができる。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していたとき又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあったときは、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きによる内容は、研究不正がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被通報者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 学長は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(本調査中における一時的措置)

- 第51条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して通報された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 学長は、研究費の配分機関から、被通報者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じる。

(研究費の使用中止)

- 第52条 学長は、研究不正に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずる。

(論文等の取下げ等の勧告)

- 第53条 学長は、被認定者に対し、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告する。
- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの

意思表示を学長に行わなければならない。

- 3 学長は、被認定者が本条第1項の勧告に応じない場合、その事実を公表することとする。

(措置の解除等)

第54条 学長は、研究不正が行われなかったものと認定された場合、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除する。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 学長は、研究不正を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じることとする。

(処 分)

第55条 学長は、本調査の結果、研究不正が行われたものと認定された場合、当該研究不正に関与した者に対して、懲戒等の処分を理事長に上申することができる。

- 2 学長は、通報が悪意に基づくものと認定された通報者に対し、懲戒等の処分を理事長に上申することができる。
- 3 学長は、前項の上申がなされ処分が課されたときは、該当する研究費の配分機関並びに文部科学省及びその他関係省庁等に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第56条 倫理委員会は、本調査の結果、研究不正が行われたものと認定された場合、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告する。

- 2 学長は、前項の勧告に基づき、関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとるものとする。
- 3 学長は、本条第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する研究費の配分機関並びに文部科学省及びその他関係省庁等に対して報告する。

第8章 その他

(学生の研究活動に係る不正行為)

第57条 学長は、本学の学生が本規程第2条第2項に該当する研究活動に係る不正行為（研究費の不正使用の恐れがない場合に限る。）を行ったと思慮する事実があった場合、本規則を適用せず、学則及び「目白大学・目白大学短期大学部学生懲戒規程」に基づき調査及びそれに基づく懲戒等を行うことができる。

(庶務)

第58条 この規程に関する事務は、大学事務局教務部研究支援課が行う。

(その他)

第59条 この規程に定めるもののほか、規程の施行に必要な事項及び研究費の適正な取扱いに関する必要な事項は、大学運営評議会の意見を聞いて学長が別途定める。

(規程の改廃)

第60条 この規程の改廃は、学長の裁定による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年3月31日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、従前の「目白大学・目白大学短期大学部の研究活動に係る不正防止規程」、「目白大学・目白大学短期大学部における公的研究費補助金の取扱いに関する規程」は廃止する。